

令和6年度 決算説明書 / 事業評価シート

予算			目名	決算書(P)
款	項	目		
3	2	1	児童福祉総務費	220

部局名	健康福祉部
課 名	子育て支援課

I：事業概要

施策事業名	児童福祉総務
事業目的	課全体の事務、母子・父子家庭等の生活の安定に必要な支援、児童の健全な育成や福祉増進を目的とした子供会への補助金交付などを行う。
事業内容	●全体計画 - 課全体の事務、母子・父子家庭等を対象とした相談や給付、子供会への補助や育成事業を行う。 ●主な事業内容 ○児童福祉総務事務 - 課全体の事務を扱う。 - B型肝炎予防接種委託料 67,094円 - 国県負担金等返還金 19,725,438円 ○ひとり親家庭福祉 - 母子・父子自立支援員による相談を行い、母子・父子家庭等に情報提供や指導を行う。 - 母子・父子家庭等の経済的な自立を支援するため、資格取得費用の助成や養育費確保支援補助金の支給を行う。 - 公正証書等作成費補助金 79,900円 - 母子家庭自立支援給付金（扶助費） 2,704,333円 ○児童健全育成 - 子供会活動を活発にするため、補助金を交付するとともに、児童育成事業を実施する。 - 児童育成事業委託料（芸術文化鑑賞会ほか） 450,000円 - 単位子供会補助金 963,500円 ○公用車管理（児童福祉総務費） - 家庭児童相談室及び子ども未来園で使用する公用車2台の法定点検や検査、修繕を実施する。 - 修繕料 90,860円
事業の成果・効果	母子・父子自立支援員による「ひとり親」の自立に向けた相談等を実施し、資格取得を目指す方に母子家庭自立支援給付金を支給し、「ひとり親」の自立へとつなげることができた。 犬山市子供会育成連絡協議会に加入する子ども会に対し助成することで、地域による自発的な子どもの健全育成の進展に繋がった。 また、児童健全育成を目的に芸術鑑賞会等を委託実施した。

II：個別事業内訳

（単位：千円）

（見直し・点検進捗評価は4段階）

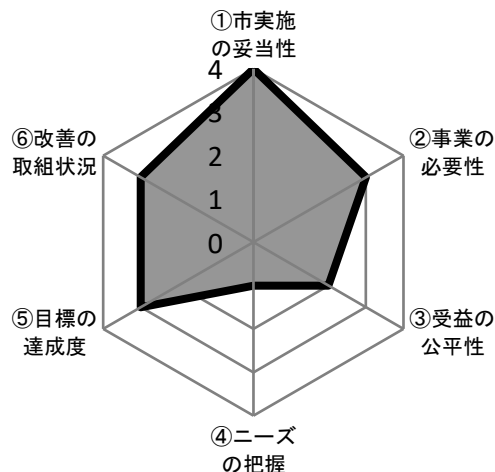
事業名	決算額	財源内訳		一般財源の割合	見直し・点検進捗評価		
		特定財源	一般財源		利便性向上	情報発信・共有化	業務の効率化
児童福祉総務事務	20,471	935	19,536	95%	2	2	4
ひとり親家庭福祉	2,885	2,885	0	0%	4	4	4
児童健全育成	1,414	0	1,414	100%	4	2	2
公用車管理（児童福祉総務費）	131	0	131	100%	2	2	4
-	-	-	-	-	-	-	-
-	-	-	-	-	-	-	-
-	-	-	-	-	-	-	-
合計	24,901	3,820	21,081	85%	3	2	3

Ⅲ：年度別事業費の状況

(単位：千円)

事業費		R5決算	R6決算	R7予算
		31,312	24,901	21,419
財源内訳	国県支出金	1,114	2,885	10,913
	地方債	0	0	0
	その他	1,415	935	18
	一般財源	28,783	21,081	10,488
一般財源の割合		92%	85%	49%

評価チャート



Ⅳ：事業の評価 (PDCAサイクルのCheck)

評価の観点	評価	評価根拠
①市実施の妥当性	4	ひとり親家庭福祉は、母子及び父子並びに寡婦福祉法に地方自治体の責務と規定されている。子ども会は、子ども同士の交流や地域との交流を通し、子どもの健全育成に寄与できるものである。
②事業の必要性	3	ひとり親家庭福祉は、法に根拠があり国費等の補助もある。経済的自立を促すことにつながる事業の継続は必要である。児童健全育成（子ども会）は、市単独事業であるが、未来の市を担う子どもの健全育成は優先度の高い事業である。
③受益の公平性	2	ひとり親世帯や子ども会が対象となるため、少数の市民しか恩恵を受けていない。
④ニーズの把握	1	受益者であるひとり親家庭に対する事業は、概ね国により示されたものであるため把握していない。
⑤目標の達成度	3	子ども会活動は、芸術鑑賞会やカルタ取り大会といった催事を開催できた。
⑥改善の取組状況	3	ひとり親世帯の親への自立支援や子ども会の活動など、工夫しながら事業を進めた。

Ⅴ：業務の見直し・点検 (PDCAサイクルのC→A)

令和6年度に見直しを実施した事項	特になし
令和7年度に見直しを実施している事項	ひとり親福祉、児童健全育成事業以外は内部管理事務であるため、特に予定していない。
今後見直しを検討する事項	児童健全育成事業として観賞会などを実施しているが、参加者増加に向け、実施内容の検討を行う。

Ⅵ：課題とその対応策及び今後の方向性 (令和6年度におけるPDCAの成果：次のサイクルに反映させていく事項)

課題	対応策・今後の方向性
少子化の影響を受け、子供会育成連絡協議会に加入する単位子ども会数の減少が続いている。	市として子ども会の活動を通じた育成事業を進めるかどうか、方針の検討を行う。

令和6年度 決算説明書 / 事業評価シート

予算			目名	決算書(P)	部局名	健康福祉部
款	項	目			課 名	子育て支援課
3	2	1	児童福祉総務費	220		

I：事業概要

施策事業名	児童手当等支給
事業目的	・児童の健やかな成長に資することを目的に、児童手当を支給する。 ・ひとり親家庭の生活の安定と自立を促進し、児童の福祉の増進を図ることを目的に、児童扶養手当を支給する。 ・遺児の健全な育成と福祉の増進を図ることを目的に、遺児手当を支給する。
事業内容	●全体計画 ・各手当を定期的に支給する。 ●主な事業内容 ○児童手当等支給 [児童手当] ※令和6年10月分から制度改正（支払月：偶数月、所得制限無） ・高校3年生までの児童の親（養育者）が対象 ・手当額：第1子、第2子 3歳未満 月額15,000円 3歳～高校生年代 月額10,000円 - 第3子以降 月額30,000円 - 児童手当（扶助費） 1,071,780,000円（国、県負担有） [児童扶養手当]（支払月：奇数月、所得制限有） ・18歳以下の児童を養育するひとり親家庭の親等が対象。所得に応じて手当額は変動する。 ・手当額（令和6年4月～）児童1人の場合 月額45,500円～10,740円 - 児童2人目 月額10,750円～5,380円を加算 - 児童3人目以降 1人につき月額6,450円～3,230円を加算 - 児童扶養手当（扶助費） 155,419,880円（1/3国庫負担） [犬山市遺児手当]（支払月：7月・11月・3月、所得制限無） ・18歳以下の児童を養育するひとり親家庭の親等が対象。 ・手当額：児童1人につき月額2,300円 - 遺児手当（扶助費） 19,478,700円
事業の成果・効果	児童の健やかな成長を支援するための児童手当、ひとり親家庭等の生活の安定を支援するための児童扶養手当及び遺児手当を、対象者に適切に支給した。

II：個別事業内訳 (単位：千円) (見直し・点検進捗評価は4段階)

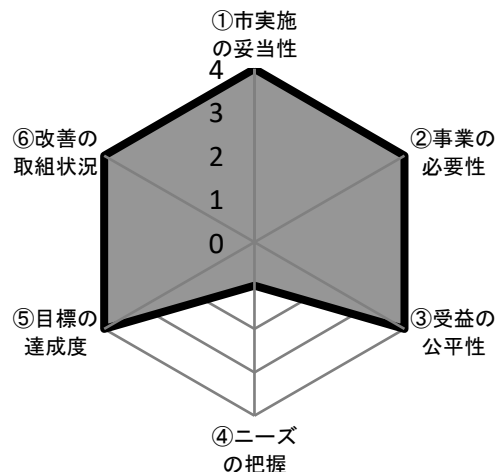
事業名	決算額	財源内訳		一般財源の割合	見直し・点検進捗評価		
		特定財源	一般財源		利便性向上	情報発信・共有化	業務の効率化
児童手当等支給	1,258,496	1,012,101	246,395	20%	4	4	4
-	-	-	-	-	-	-	-
-	-	-	-	-	-	-	-
-	-	-	-	-	-	-	-
-	-	-	-	-	-	-	-
-	-	-	-	-	-	-	-
-	-	-	-	-	-	-	-
合計	1,258,496	1,012,101	246,395	20%	4	4	4

Ⅲ：年度別事業費の状況

(単位：千円)

事業費		R5決算	R6決算	R7予算
		1,132,997	1,258,496	1,664,843
財源内訳	国県支出金	862,237	1,011,239	1,389,879
	地方債	0	0	0
	その他	246	862	6
	一般財源	270,514	246,395	274,958
一般財源の割合		24%	20%	17%

評価チャート



Ⅳ：事業の評価 (PDCAサイクルのCheck)

評価の観点	評価	評価根拠
①市実施の妥当性	4	児童手当については児童手当法、児童扶養手当については児童扶養手当法の規定により、市が実施主体となっている。また、遺児手当については遺児手当支給条例により市が実施している。
②事業の必要性	4	児童手当及び児童扶養手当については、法に規定された制度であり、市が実施する必要がある。遺児手当については、ひとり親家庭等の生活の安定などを目的とした児童扶養手当を補うものとして条例により実施しており、その目的から実施が必要である。
③受益の公平性	4	児童手当の対象児童は中学3年生(R6.10より高校3年生)までとなっており、多数の市民が恩恵を受ける事業である。なお、児童扶養手当及び遺児手当は、ひとり親等を対象としており受給者は多くないが、経済的弱者を対象としている。
④ニーズの把握	1	児童手当及び児童扶養手当は、国制度であり、市としてニーズ調査は行っていない。
⑤目標の達成度	4	各手当の支給に関し、適切に対応した。
⑥改善の取組状況	4	利便性向上のため、申請様式の見直しや、郵送やマイナポータルでの申請受付を実施している。

Ⅴ：業務の見直し・点検 (PDCAサイクルのC→A)

令和6年度に見直しを実施した事項	令和6年10月分から児童手当制度が改正され、制度改正に併せて各種様式や事務手順の見直しを行い、利便性向上や業務の効率化を図った。
令和7年度に見直しを実施している事項	制度改正に併せて各種様式や事務手順の見直しを再度行い、利便性向上や業務の効率化を図る。
今後見直しを検討する事項	制度改正に併せての事務見直しのほか、市民の利便性向上に向けて、適宜検討を行う。

Ⅵ：課題とその対応策及び今後の方向性 (令和6年度におけるPDCAの成果：次のサイクルに反映させていく事項)

課題	対応策・今後の方向性
手当等の申請に伴う実施調査等に関し、調査項目等のマニュアルが存在しない。	他市町の事例等を参考に、調査項目や手法等を整理したマニュアルを作成する。

令和6年度 決算説明書 / 事業評価シート

予算			目名	決算書 (P)	部局名	健康福祉部
款	項	目			課 名	子育て支援課
3	2	1	児童福祉総務費	220		

I：事業概要

施策事業名	安心子育て支援
事業目的	育児中の保護者から相談を受けたり、子育て講座を開催するなどして、子育てに関する様々な支援を行う。 被虐待児や支援を必要とする児童に対して、必要な支援や虐待を未然に防ぐ取組を行う。
事業内容	●全体計画 ・子育ての不安を軽減し、子どもの健全な育成や子育てする保護者を支援する。 ・子育て支援施策を利用する世帯等への相談対応や情報提供のための事業を、子育てと女性活躍応援事業の中で設立されたNPO法人に委託実施する。 ●主な事業内容 ○地域子育て支援拠点（子育て支援センター） ・親子の遊び場や子育て情報の提供、子育て講座などの実施、育児サークルの育成を行う。 - 子育て講座等（謝礼） 215,000円 ○ファミリーサポートセンター運営 ・育児支援の希望者と育児援助の希望者のマッチングを担い育児の援助活動を行う。 - 賠償保険（保険料） 95,800円 ○子育てと女性活躍応援 ・犬山市全体のネットワークにより子育てを支援し、子育て期の母が社会で活躍することを応援する。 - 子育て支援コーディネート業務委託料 1,242,000円 ○子ども家庭総合支援拠点 ・電話・来所・巡回・訪問による育児等の相談業務のほか、多子多胎家庭の家事援助等の支援を行う。 - 多子多胎家庭養育支援事業委託料 970,000円
事業の成果・効果	家庭児童相談室、子育て支援センターのほか、養育支援訪問において養育に関する相談や助言等、児童の保護者に対し必要な支援を行った。子育て支援センターでは、子育てに関する講座等の実施や触れ合いの場の提供等により、子育て親子の交流や子育て支援を行った。 ファミリー・サポート・センターでは、児童の送迎などの利用があり、会員相互の援助活動について連絡・調整を図った。子育て短期支援は、ショートステイの利用、DV避難や保護者の育児疲れや就労等に伴って一時的に児童の養育が困難となったケースの支援を行った。

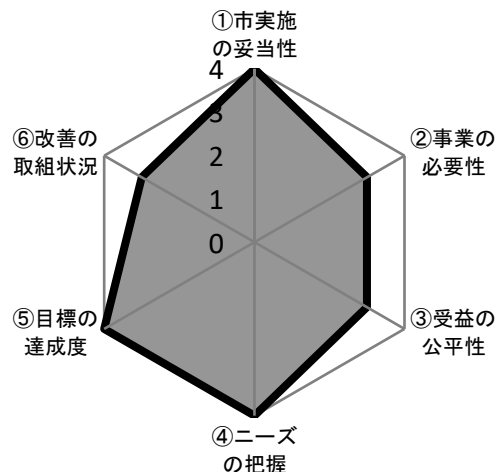
II：個別事業内訳 (単位：千円) (見直し・点検進捗評価は4段階)

事業名	決算額	財源内訳		一般財源の割合	見直し・点検進捗評価		
		特定財源	一般財源		利便性向上	情報発信・共有化	業務の効率化
地域子育て支援拠点	800	570	230	29%	4	4	4
ファミリーサポートセンター運営	290	128	162	56%	4	4	4
子育て短期支援	198	159	39	20%	4	4	4
子育てと女性活躍応援	1,765	1,035	730	41%	3	3	3
子ども家庭総合支援拠点	2,707	745	1,962	72%	3	3	3
-	-	-	-	-	-	-	-
-	-	-	-	-	-	-	-
合計	5,760	2,637	3,123	54%	3	3	3

Ⅲ：年度別事業費の状況 (単位：千円)

事業費		R5決算	R6決算	R7予算
		4,894	5,760	27,304
財源内訳	国県支出金	3,196	1,856	17,108
	地方債	0	0	0
	その他	101	781	135
	一般財源	1,597	3,123	10,061
一般財源の割合		33%	54%	37%

評価チャート



Ⅳ：事業の評価 (PDCAサイクルのCheck)

評価の観点	評価	評価根拠
①市実施の妥当性	4	子ども・子育て支援法の規定により、子ども・子育て支援事業計画に従い、地域子ども・子育て支援事業として、市が行うものとされている。
②事業の必要性	3	法的に市が行うものとされた事業であり、縮小する余地は少ない。
③受益の公平性	3	恩恵を受ける市民は子育て世帯に限られるが、事業によって一定の利用者負担がある。
④ニーズの把握	4	タウンミーティングを利用し、子育て環境へのニーズを把握するための意見聴衆を行った。
⑤目標の達成度	4	いずれの個別事業も、サービスを必要とする人に対し、適切に対応できた。
⑥改善の取組状況	3	相談機能の充実を図ったが、受動的な感は、否めない。 個別事業情報の更なる周知など、情報発信力の強化に努めたい。

Ⅴ：業務の見直し・点検 (PDCAサイクルのC→A)

令和6年度に見直しを実施した事項	児童福祉法改正に伴い、令和6年4月1日から「こども家庭センター」を設置する。母子保健機能及び児童福祉機能の一体的な運営を通じて、①妊産婦及び乳幼児の健康維持・増進に関する包括的な支援、②子どもとその家庭（妊産婦を含む）の福祉に関し、包括的に支援した。
令和7年度に見直しを実施している事項	屋内型キッズスペースに設置する相談機能をどのように運営するか検討し、体制を確保する。
今後見直しを検討する事項	羽黒子育て支援センターの新設により子育て支援機能の強化を図る。

Ⅵ：課題とその対応策及び今後の方向性 (令和6年度におけるPDCAの成果：次のサイクルに反映させていく事項)

課題	対応策・今後の方向性
当市のこども家庭センターは、本庁舎及び保健センターの2拠点で相談等の事業を実施することになることから、児童福祉機能と母子保健機能をスムーズに連携させる手法の確立が必要となる。	2拠点で共用する受付や記録の手法を構築する。 また、こども家庭センターで行うこととなるサポートプランの作成や、地域資源の発掘などといった新たな業務を慣習化させる。

令和6年度 決算説明書 / 事業評価シート

予算			目名	決算書(P)	部局名	健康福祉部
款	項	目			課 名	子育て支援課
3	2	1	児童福祉総務費	220		

I：事業概要

施策事業名	子ども・子育て支援推進					
事業目的	子育て関係者で構成する子ども・子育て会議を設置・運営する。 第1期犬山市こども計画（R7～R11）の策定作業を実施していく。					
事業内容	●全体計画 第2期子ども・子育て支援事業計画（R2～R6：5年を1期とする）の進捗管理及び子育て支援に関する施策の推進に関する実施状況の審議を行う。 第1期犬山市こども計画（R7～R11）を策定する。 ●主な事業内容 子ども・子育て会議の開催 ・子ども・子育て会議委員報酬 ・第3期子ども・子育て支援事業計画策定支援業務委託料 （第1期犬山市こども計画として策定） 273,600円 2,530,000円					
事業の 成果・効果	令和6年度は、子ども・子育て会議を3回開催し、第1期犬山市こども計画を策定した。 ヤングケアラーについては、子ども未来課（子ども未来センター）に協力し、講演会を実施した。					

II：個別事業内訳 (単位：千円) (見直し・点検進捗評価は4段階)

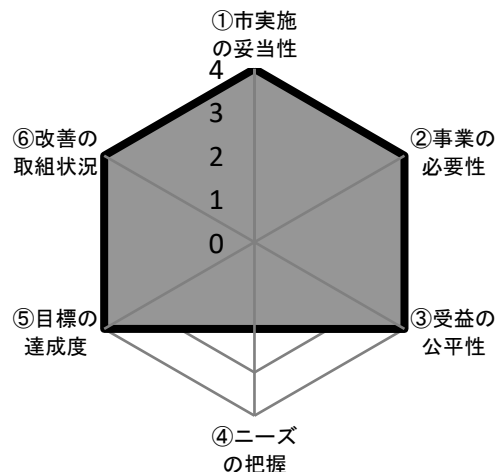
事業名	決算額	財源内訳		一般財源 の割合	見直し・点検進捗評価		
		特定財源	一般財源		利便性向上	情報発信 ・共有化	業務の 効率化
子ども・子育て支援推進	2,838	0	2,838	100%	4	4	4
-	-	-	-	-	-	-	-
-	-	-	-	-	-	-	-
-	-	-	-	-	-	-	-
-	-	-	-	-	-	-	-
-	-	-	-	-	-	-	-
-	-	-	-	-	-	-	-
合計	2,838	0	2,838	100%	4	4	4

Ⅲ：年度別事業費の状況

(単位：千円)

事業費		R5決算	R6決算	R7予算
		3,038	2,838	305
財源内訳	国県支出金	0	0	0
	地方債	0	0	0
	その他	0	0	0
	一般財源	3,038	2,838	305
一般財源の割合		100%	100%	100%

評価チャート



Ⅳ：事業の評価 (PDCAサイクルのCheck)

評価の観点	評価	評価根拠
①市実施の妥当性	4	子ども・子育て支援法、犬山市子ども・子育て会議条例に基づき実施。
②事業の必要性	4	子育て環境の実情を踏まえた施策に反映していくことを目的としており、当市の子ども・子育てに関する事業の円滑な実施を行うために、現行水準の継続が必要。
③受益の公平性	4	対象は、市内在住の全てのこどもになる。
④ニーズの把握	2	第1期犬山市こども計画を策定するにあたり、パブリックコメントを実施し、子ども・子育て会議で検証した。
⑤目標の達成度	4	当初の予定どおり開催できた。
⑥改善の取組状況	4	会議の議題以外にも、子ども・子育てに関わる内容で意見交換を実施した。

Ⅴ：業務の見直し・点検 (PDCAサイクルのC→A)

令和6年度に見直しを実施した事項	第3期子ども・子育て支援事業計画の更新を、第1期犬山市こども計画に包含する形で作成した。
令和7年度に見直しを実施している事項	こどもの権利条例の策定に向け手法等を調査し、効果的な普及啓発と併せて策定を行う。
今後見直しを検討する事項	こどもの意見をどのように聞き、反映していくか方法を検討する。

Ⅵ：課題とその対応策及び今後の方向性 (令和6年度におけるPDCAの成果：次のサイクルに反映させていく事項)

課題	対応策・今後の方向性
こどもの意見を聞くためには、学校との連携が不可欠となるため、連携を強化する必要がある。	こどもの権利条例の策定を機に、こどもの意見の反映手法を確立し、以降のこどもの計画においてとりいれていく。

令和6年度 決算説明書 / 事業評価シート

予算			目名	決算書(P)	部局名	健康福祉部
款	項	目			課 名	子育て支援課
3	2	1	児童福祉総務費	220		

I：事業概要

施策事業名	母子生活支援施設措置
事業目的	DV被害にあった母子等を保護し、自立を支援する。
事業内容	●全体計画 ・配偶者がいない等の母子から保護等の相談があったときは、必要性を判断し、本人及び児童を母子生活支援施設において保護する。 ●主な事業内容 ・様々な事情を抱える母子等が、相談のために来庁した場合は、それぞれに適した対応を行う。 ・施設への入所が必要と判断した場合は、必要な手続きを行い、入所に係る費用を負担する。 母子生活支援施設措置費 6,666,585円
事業の成果・効果	DV被害者である母子世帯を措置入所させている。 自立でき、退所ができるよう面談等を行い、退所まで支援を行った。 (令和6年度は新規1件・継続1件を支援し、2件とも退所)

I I：個別事業内訳

(単位：千円)

(見直し・点検進捗評価は4段階)

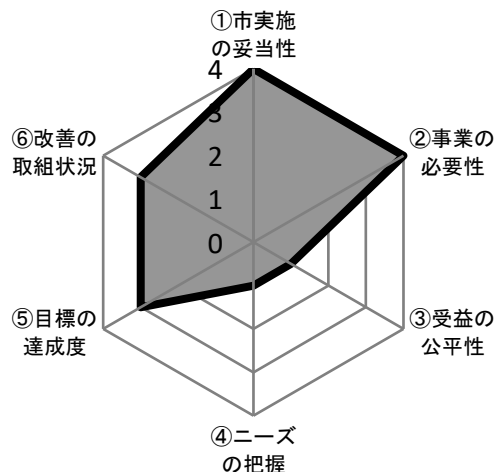
事業名	決算額	財源内訳		一般財源の割合	見直し・点検進捗評価		
		特定財源	一般財源		利便性向上	情報発信・共有化	業務の効率化
母子生活支援施設措置	6,685	6,211	474	7%	4	4	3
-	-	-	-	-	-	-	-
-	-	-	-	-	-	-	-
-	-	-	-	-	-	-	-
-	-	-	-	-	-	-	-
-	-	-	-	-	-	-	-
-	-	-	-	-	-	-	-
合計	6,685	6,211	474	7%	4	4	3

Ⅲ：年度別事業費の状況

(単位：千円)

事業費		R5決算	R6決算	R7予算
		6,378	6,685	10,250
財源内訳	国県支出金	4,783	6,211	7,650
	地方債	0	0	0
	その他	0	0	1
	一般財源	1,595	474	2,599
一般財源の割合		25%	7%	25%

評価チャート



Ⅳ：事業の評価 (PDCAサイクルのCheck)

評価の観点	評価	評価根拠
①市実施の妥当性	4	児童福祉法に市が実施主体として規定されている。
②事業の必要性	4	法に規定された事業（施設入所措置）であり、縮小等の余地は無い。
③受益の公平性	1	対象者は、DV被害のあった母子や、母親の育児能力不足によって児童の福祉に欠ける母子に限られる。
④ニーズの把握	1	受益者ニーズを把握し、方向性を決める事業ではない。
⑤目標の達成度	3	支援を希望した母子の全てに対し、適切に対応（施設での自立支援及び入所措置）する体制を構築している。
⑥改善の取組状況	3	事業の特性上、広く周知を図るものではなく、業務内容を大きく見直すべきものでもない。

Ⅴ：業務の見直し・点検 (PDCAサイクルのC→A)

令和6年度に見直しを実施した事項	特になし
令和7年度に見直しを実施している事項	こども家庭センターの役割を明確にし、母子保健分野とのより一層の連携を図り、一体的に対処していく。
今後見直しを検討する事項	法に規定された措置を行う事業であり、今後の法改正等によって見直すものである。

Ⅵ：課題とその対応策及び今後の方向性 (令和6年度におけるPDCAの成果：次のサイクルに反映させていく事項)

課題	対応策・今後の方向性
自立支援のため施設に入所措置しても、母子の特性次第で支援期間が長期化することもある。	措置先の施設だけに自立支援を任せるのではなく、計画的な自立を図るため、職員の定期的な訪問を実施する。 相談にきたDV被害者の聞き取りを行い、入所措置以外での最善の解決策があるか検討する。 また、重層的支援体制整備事業の相談内容により、他の関係機関と連携し、情報共有を図っていく。

令和6年度 決算説明書 / 事業評価シート

予算			目名	決算書(P)	部局名	健康福祉部
款	項	目			課 名	子育て支援課
3	2	1	児童福祉総務費	220		

I：事業概要

施策事業名	屋内型キッズスペース整備
事業目的	子どもたちが天候に左右されずに遊べる「屋内型キッズスペース」を、令和8年4月の供用開始を目指し、ヨシヅヤ犬山店2階に整備する。 保護者が安心して子どもを遊ばせることのできる場所を提供することで子育て支援の充実を図るとともに、子どもの健やかな成長を後押しする。
事業内容	●全体計画 令和8年4月供用開始を目指し、屋内型キッズスペースを整備する。 R5 アンケート調査、整備場所決定（ヨシヅヤ犬山店2階） R6 事業者選定、賃貸借契約締結（令和7年9月から令和17年度末まで） R7 設計、整備工事 R8 4月供用開始（予定） ●主な事業内容 設計及び整備工事は犬山市初の「設計・施工・管理運営一括発注方式（DBO方式）」を採用し、管理運営は指定管理者制度により行う。 公募型プロポーザル方式により選定した事業者と契約し、設計及び整備工事を進めるとともに、管理運営については、指定管理者の指定及び協定の締結を行う。 ●主な決算の内訳 ・プロポーザル審査委員会委員報酬 86,400円 ・公の施設指定管理者選定審議会委員報酬 36,000円 ・費用弁償 9,220円
事業の 成果・効果	犬山市初の「設計・施工・管理運営一括発注方式（DBO方式）」を採用し、プロポーザル審査委員会及び公の施設指定管理者選定審議会を開催し、公募型プロポーザル方式により事業者を選定、仮契約を締結した。

II：個別事業内訳 (単位：千円) (見直し・点検進捗評価は4段階)

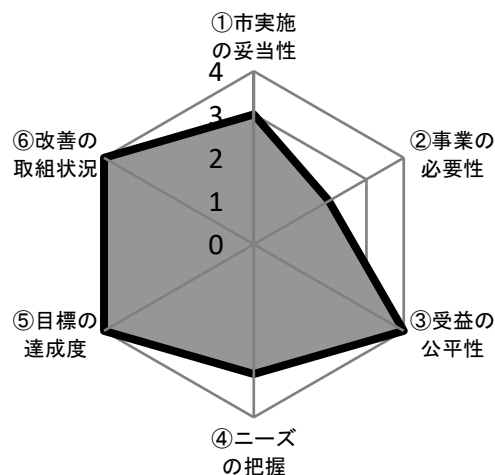
事業名	決算額	財源内訳		一般財源 の割合	見直し・点検進捗評価		
		特定財源	一般財源		利便性向上	情報発信 ・共有化	業務の 効率化
屋内型キッズスペース整備	132	0	132	100%	4	4	4
-	-	-	-	-	-	-	-
-	-	-	-	-	-	-	-
-	-	-	-	-	-	-	-
-	-	-	-	-	-	-	-
-	-	-	-	-	-	-	-
-	-	-	-	-	-	-	-
合計	132	0	132	100%	4	4	4

Ⅲ：年度別事業費の状況

(単位：千円)

事業費		R5決算	R6決算	R7予算
		-	132	474,639
財源内訳	国県支出金	-	0	0
	地方債	-	0	414,200
	その他	-	0	0
	一般財源	-	132	60,439
一般財源の割合		-	100%	13%

評価チャート



Ⅳ：事業の評価 (PDCAサイクルのCheck)

評価の観点	評価	評価根拠
①市実施の妥当性	3	他地域で民間によるサービス供給が一部行われているが当市での早期実施が全く期待できず、市が実施する必要性がある。
②事業の必要性	2	子どもの遊び場及び保護者への支援の場を新たに作るものであり、現時点では日常生活への影響は小さい。
③受益の公平性	4	小学生までの児童及び保護者を対象とする施設であり、多くの市民が利用できる施設とする予定である。
④ニーズの把握	3	令和5年度に子ども未来園通園児童の保護者等にアンケートを実施、令和6年度にタウンミーティングにおいて意見交換を実施している。
⑤目標の達成度	4	当初の予定通りに実施できた。
⑥改善の取組状況	4	令和6年度からの事業となるため、業務の見直し、総点検は行っていないが、事業予定どおり進んでいる。

Ⅴ：業務の見直し・点検 (PDCAサイクルのC→A)

令和6年度に見直しを実施した事項	令和6年度に予算計上し開始した事業であり見直しは実施していないが、令和8年4月の施設供用開始を実現するため、他自治体の事例や本市他施設を調査し、慎重に事業手法の決定や施設の検討を行った。
令和7年度に見直しを実施している事項	設計業務及び工事の進捗、運営事業者との協議に伴い、公募時の要求水準を上回る改善提案がなされた場合など、適宜、魅力的な施設及び管理運営となるよう協議し事業を進める。また、施設に設置する相談機能をどのように運営するか検討し、体制を確保する。
今後見直しを検討する事項	令和8年4月から指定管理者による施設の運営を開始する予定。民間事業者の自主性を尊重しつつ、施設の設置者として利用者サービスの向上や効率的な運営などの視点から評価や見直しを行っていく。

Ⅵ：課題とその対応策及び今後の方向性 (令和6年度におけるPDCAの成果：次のサイクルに反映させていく事項)

課題	対応策・今後の方向性
民間商業施設内での公の施設の設置及び運営に伴う諸調整	ヨシツヤ犬山店2階のスペースを市が賃貸借して公の施設を設置・運営するため、建物所有者・市・設計施工事業者・管理運営事業者間の総合調整を適宜行う。

令和6年度 決算説明書 / 事業評価シート

予算			目名	決算書(P)	部局名	健康福祉部
款	項	目			課 名	子育て支援課
3	2	3	児童センター費	236		

I：事業概要

施策事業名	児童センター
事業目的	・児童センター6施設の管理・運営並びに地域活動クラブの活動を支援する。
事業内容	●全体計画 ・18歳までの児童やその児童に係わる地域の方々が自由に利用できる児童センターの管理・運営を行う。 ・保護者が就労等により昼間家庭にいない児童（小学生）に対し、授業の終了後等に適切な遊び及び生活の場を与え、健全な育成を図るため、児童センター等で児童クラブを実施する。 ●主な事業内容 ○児童センター管理・営繕 ・児童に対し遊び場を提供し、子育て家庭に対して情報提供や育児の相談、育児サークルの育成を行う。 ・市内16か所で児童クラブを実施する。 ・施設の営繕工事と児童クラブの移転実施のための施設整備を行う。 総合設備管理業務一括委託料 2,055,240円 犬山西児童クラブ移転整備工事設計業務委託料 1,110,000円 城東児童センター軽運動場空調機更新工事請負費 1,210,000円 ○地域活動クラブ補助 ・児童センターを拠点として、地域活動を実施する団体に対し補助する。 地域活動クラブ補助金 1,134,000円（6団体 189,000円/団体）
事業の成果・効果	児童センターを通じて地域の児童に対し、子ども同士の交流、豊かな遊び体験等をさせることで、心身ともに健やかな育成を図った。 また、放課後児童健全育成事業（児童クラブ）を実施し、放課後、家庭に保護者の居ない児童の居場所づくりをすると共に健全育成を図った。

II：個別事業内訳 (単位：千円) (見直し・点検進捗評価は4段階)

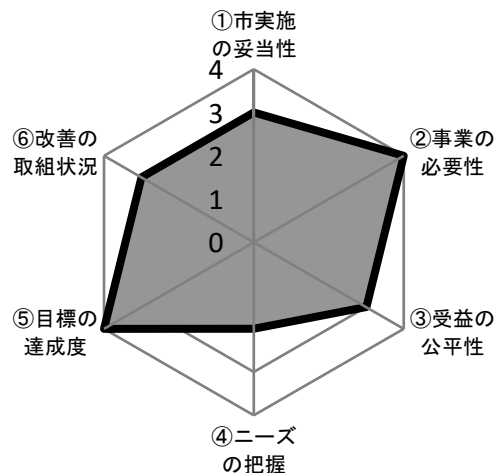
事業名	決算額	財源内訳		一般財源の割合	見直し・点検進捗評価		
		特定財源	一般財源		利便性向上	情報発信・共有化	業務の効率化
児童センター管理	23,407	12,818	10,589	45%	4	4	3
児童センター営繕	3,024	0	3,024	100%	4	4	3
地域活動クラブ補助	1,134	0	1,134	100%	3	3	3
-	-	-	-	-	-	-	-
-	-	-	-	-	-	-	-
-	-	-	-	-	-	-	-
-	-	-	-	-	-	-	-
合計	27,565	12,818	14,747	53%	3	3	3

Ⅲ：年度別事業費の状況

(単位：千円)

事業費		R5決算	R6決算	R7予算
		27,027	27,565	51,301
財源内訳	国県支出金	3,370	5,386	15,788
	地方債	0	0	10,400
	その他	7,402	7,432	6,079
	一般財源	16,255	14,747	19,034
一般財源の割合		60%	53%	37%

評価チャート



Ⅳ：事業の評価 (PDCAサイクルのCheck)

評価の観点	評価	評価根拠
①市実施の妥当性	3	各事業は、市が実施主体となることが法的に規定されたものではないが、児童福祉法には、市は児童を心身ともに健やかに育成する責任を負うと規定されている。そのため、事業全体での中心的な役割を担うものである。
②事業の必要性	4	児童クラブは、就労する保護者にとって、放課後の児童の健全な育成を図ると共に女性等が安心して社会進出する上で欠くことができないものである。
③受益の公平性	3	対象者は、子どもや子育て世代に限定される。なお、受益者負担の観点から、児童クラブの利用者から利用手数料を徴収している。
④ニーズの把握	2	令和5年度に利用者ニーズの把握を行い、令和6年度に結果を第1期犬山市子ども計画に反映した。
⑤目標の達成度	4	児童クラブは、サービスを必要とする人に対し適切に対応した。
⑥改善の取組状況	3	児童クラブ利用手数料の第3子以降無料決定漏れが無いよう、入会申込時の確認手順等を見直した。

Ⅴ：業務の見直し・点検 (PDCAサイクルのC→A)

令和6年度に見直しを実施した事項	犬山西児童クラブを犬山西小学校内に移転させるため、設計業務を行った。
令和7年度に見直しを実施している事項	犬山西児童クラブを犬山西小学校内に移転させるため、工事の施工及び犬山西小学校との協議を図る。
今後見直しを検討する事項	犬山南小学校大規模改修完了後、犬山南第2児童クラブを小学校内で実施。城東小中学校の改修に合わせて、城東児童クラブを小学校内へ移転する。

Ⅵ：課題とその対応策及び今後の方向性 (令和6年度におけるPDCAの成果：次のサイクルに反映させていく事項)

課 題	対応策・今後の方向性
児童クラブ移転後の児童センターの活用方法及び地域活動クラブの運営方法	児童センターの統廃合も含め、その活用方法やあり方について、調査・研究する。